

ご利用ください入学準備金貸付制度

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で入学準備金の貸し付けを行っています。

▼申請期間 2月1日(月)～19日(金)

▼貸付金額

①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合：30万円

②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合：20万円

▼対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人(本市に居住し、一定の職業または相当の資産を有する方)が必要

▼申請時に添付する書類

・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し

・家庭調査書

・住民票の写し(世帯全員)

・承諾書

▼貸し付け決定後に提出する書類

・借付書※連帯保証人が必要

・入学許可書または合格通知書

▼返還方法 3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い

▼申し込み・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311

忍小学校の校章デザインを募集します

令和4年4月の開校に向けて、行田市立忍小学校の校章デザインを募集します。

▶募集期間 3月19日(金)まで

▶応募条件 次の①～③に全て該当すること。

- ①新しい学校の校章としてふさわしく、明るいイメージのもの。
- ②グラデーション、ぼかし、濃淡で表現しないこと。
- ③自作、未発表のもので、他の商標や校章(中央小と星宮小のものを含む)の模倣でないこと。

▶応募方法

【用紙で提出する場合】応募用紙または任意の用紙に住所、氏名、連絡先(電話番号またはEメールアドレス)、校章デザイン、校章デザインの説明を記入の上、応募箱(忍中学校、中央小学校、星宮小学校、忍・行田公民館、星宮公民館に設置)に投函するか、持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 行田市教育委員会教育総務課 ※応募用紙は、市ホームページでダウンロードできる他、市役所、行田市教育委員会、忍・行田公民館、星宮公民館、コミュニティセンターみずしろ、行田グリーンアリーナ、忍中学校、中央小学校、星宮小学校で配布

【電子データで提出する場合】校章デザインは、JPEG、GIF、PNG形式のものとしてください。提出の際には、住所、氏名、連絡先(電話番号またはEメールアドレス)、校章デザインの説明をEメール本文に記載するか、任意のファイルに入力の上、添付してください。次のいずれかの方法で提出してください。

①Eメールで提出する場合は、ファイルサイズを2メガバイト以内、件名を「忍小学校校章応募」とし、学校再編担当宛てに送付してください。【Eメール】gakkosaihen@city.gyoda.lg.jp

②CDまたはDVDに保存した物を、持参または郵送により同課に提出してください。

▶選定方法 応募のあったデザイン案とその理由をもとに、再編成準備委員会、学校運営部会で選考した後、中央小学校と星宮小学校の児童による投票を行います。

▶主な留意事項

- ・応募数に制限はありませんが、応募用紙1枚につき図案1点とします。
- ・手書きの場合、図案は直径5センチメートル以上でA4判の用紙に収まる大きさで描いてください。
- ・応募作品は、応募者の了承を得ず、第三者が補正・修正をする場合があります。
- ・応募作品に関する著作権など一切の権利は、無償で行田市教育委員会に帰属します。
- ・応募作品は返却しません。

▶問い合わせ 同課 ☎556—8311

令和4年4月に忍小学校が開校します

中央小学校と星宮小学校との再編成による新しい学校の校名が「行田市立忍小学校」に決定しました。令和4年3月に中央小学校と星宮小学校は長い歴史に幕を下ろし、4月から新しく忍小学校が開校します。

なお、校名の決定は、公募を実施したところ74件の校名案の応募があり、再編成準備委員会および学校運営部会での協議により候補を決定し、議会の議決を経て決定しました。

▶問い合わせ 教育総務課 ☎556—8311

ご利用ください 就学援助費

経済的な理由により就学が困難な、小・中学校児童・生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

▶対象

- ・市民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
- ・その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

▶援助内容 学用品費、給食費、修学旅行費など ※詳細は市ホームページをご覧ください。

▶相談・申請・問い合わせ 各学校または教育総務課財務施設担当 ☎556—8311

ご存じですか 教育振興奨励金

市では、学校教育の他、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に、奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月1日(月)～19日(金)

▶対象 社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業(地域などに開かれた事業であり、一部の会員などに対象限定しないもの)

▶交付限度額

個人の場合…5万円

団体の場合…20万円

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311

小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域を規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

▶区域外就学(指定学校変更)許可基準

願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業するまで	—
学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	—
住宅新築および転居予定	全学年	・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続のため住民票のみ異動した場合 ・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合	入居予定日まで	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書
両親共働きなど留守家庭	全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区	事由の存する期間	勤務証明書または営業証明書
身体的および精神的理由	全学年	身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定学区外の学校に就学する場合	事由の存する期間	医師の証明書
		登校拒否が客観的に予想される場合		学校長の意見書
家庭の事情により、住所異動ができない者	全学年	市内に居住していることが証明され、学区内の学校へ就学する場合	住民登録が行われるまで	賃貸契約書または民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する者	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで	—
地域的事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域(許容地域)	卒業まで	—

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

令和3年度に入学する方は、2月19日(金)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方は、随時受け付け)。

▶相談・申請・問い合わせ 同課総務担当 ☎556—8311